

規制の事前評価書

政策の名称	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案	
担当部局	農林水産省 食料産業局 新事業創出課 電話番号： 03-6738-6319	
評価実施時期	平成26年 4 月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 規制の目的</p> <p>農林水産物等について、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第22条に規定する地理的表示の保護の制度を確立するため、特定農林水産物等及びその名称の表示であって当該農林水産物等につきイ及びロに掲げる事項を特定することができるもの（地理的表示）についての農林水産大臣による登録制度を創設することにより、特定農林水産物等の生産者の利益の保護を図り、もって農林水産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>イ 特定の場所、地域又は国を原産地とするものであること。</p> <p>ロ 品質、社会的評価その他の確立した特性がその原産地に主として帰せられるものであること。</p> <p>○ 規制の内容</p> <p>登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）については、地理的表示を付することを禁止し、その違反に対する罰則等の措置を設ける。一方で、基準に適合する農林水産物等には地理的表示を付することができるとともに、当該農林水産物等又は包装等に登録標章（マーク）の貼付義務が課せられる。</p> <p>○ 規制の必要性</p> <p>地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った地域特産品が多く存在するが、これまでその価値を有する製品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在していなかったところ。このためフリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされてきた。</p> <p>本法は、そのような地域特産品について、その名称を「地理的表示」として登録し、公的に保護することで、ブランド価値を守り、本来、生産者が得るべき利益を確保するために必要となるものである。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	○ 上述のとおり。
想定される代替案	<p>【代替案1】 地理的表示制度について、特定農林水産物等のうち、生産業者等からの申請により登録するのではなく、農林水産大臣が職権により指定する。</p> <p>【代替案2】 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工を含む。）について、法律で地理的表示（農林水産物等の名称）の使用を禁止するのではなく、農林水産大臣が農林水産物等の基準を関係者間で遵守し自主的な登録地理的表示の適正使用を促すこととする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(遵守費用)</p> <p>○ 地理的表示の登録を受けるための農林水産大臣に対する申請手続に要する費用</p> <p>○ 登録された特定農林水産物等について地理的表示を使用する場合</p>	<p>【代替案1】</p> <p>○ 農林水産大臣が指定する農林水産物等について地理的表示を使用する場合に指定された農林水産物に適合することの確認を受けなければならないことから、</p>

	<p>に登録された農林水産物等に適合することの確認を受けなければならないことから、これに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定農林水産物等の基準に適合する農林水産物等について、農林水産物等又は包装等に登録標章（マーク）を貼付する費用 	<p>これに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記と同様に、農林水産物等又は包装等に登録標章（マーク）を貼付する費用 <p>【代替案2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地理的表示の登録を受けるための農林水産大臣に対する申請手続に要する費用 ○ 関係者間での基準遵守のためのルール作り（ガイドライン等）等に要する費用
(行政費用)	<p>(行政費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用 ○ 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止する制度となっていることから、地理的表示の不正使用への対処に要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用 	<p>【代替案1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地理的表示の指定に要する費用（申請を審査するのでなく、農林水産大臣が自ら調査等を行う必要。） ○ 指定された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止するため、地理的表示の不正使用への対処に要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用 <p>【代替案2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用（特に、地理的表示の適正使用を生産者等に周知する費用）
(その他の社会的費用)	<p>(社会費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することが禁止されることで、当該農林水産物等の流通に影響が生ずるおそれがある。 	<p>【代替案1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することが禁止されることで、当該農林水産物等の流通に影響が生ずるおそれがある。 <p>【代替案2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産大臣からは地理的表示の適正使用を促すのみであり、何らの強制力も持たず、社会的費用は発生しない。
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ベースラインは、「特定農林水産物等について、地理的表示制度による保護を行わず、また、登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を禁止しないこと」となる。 この場合、特定農産物等として保護対象となり得る地域特産品について、その価値を有する製品の品質への評価及び地域共有の知的 	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>【代替案1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止することにより、当該農林水産物等の地理的表示が知的財産として適正に保護されることで、左記と同様に、生産者等の

	<p>財産としての保護がなされないことによりフリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損が継続することとなる。</p> <p>今回の制度創設によって、基準を満たす農林水産物等のみが流通することによりそのブランド価値が向上することになり、この効果が便益となる。</p> <p>○ 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止することにより、当該農林水産物等の地理的表示が知的財産として適正に保護されることで、その生産業者等の利益の確保に資する。</p>	<p>利益の確保に資する。</p> <p>【代替案2】</p> <p>○ 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工を含む。）について、単に関係者間での自主的な登録地理的表示の適正使用を促すのみであり、実効性のある知的財産としての保護とならず、利益を確保することができない。</p>
	<p>○ 登録された特定農林水産物等について、基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止するとともに、登録商標（マーク）の貼付を義務付け、需要者が基準を満たした農林水産物等であることを確認することができるようにすることで、需要者の当該農林水産物等に対する信頼の確保に資する。</p>	<p>【代替案1】</p> <p>○ 指定された特定農林水産物等について、基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）について地理的表示を使用することを禁止することにより、消費者の当該農林水産物等に対する信頼の確保に資する。</p> <p>【代替案2】</p> <p>○ 登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工を含む。）について、単に関係者間での自主的な登録地理的表示の適正使用を促すのみであり、実効性のある知的財産としての保護とならず、消費者の信頼を確保することができない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><検討></p> <p>○ ベースラインの設定（規制を設けなかった場合の想定）</p> <p>特定農林水産物等の名称について、地理的表示として保護しないことから、農林水産物等の名称についてのフリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされ、社会的費用が発生するが、特段の便益が発生するわけではない。</p> <p>以上をもとに、本案、代替案1、代替案2についてそれぞれ費用と便益の関係を分析する。</p> <p>○ 本案</p> <p>費用として、生産者の申請費用等が発生するが、便益として、当該生産者にとっては、農林水産物等のブランド価値の向上と需要者にとって当該農林水産物等への信頼の向上が図られ、便益が上回ることとなる。</p> <p>行政費用として、地理的表示の不正使用への対処が必要となるが、我が国全体の農林水産物・食品のブランド価値の向上という国益の拡大を図るものである。</p> <p>○ 代替案1</p> <p>便益は本案と同様である一方で、行政費用が、指定制度をとることで、当該農林水産物等が地理的表示として登録するに適切な農林水産物等であることを農林水産大臣自らが確認するため事前調査等の必要が生ずることから、行政費用は本案に比べ増嵩する。</p>	

	<p>○ 代替案2 費用については本案よりも軽減されるものと考えられるが、あくまでも自主的な取組であり、地理的表示の知的財産として十分な保護が図られるものとならず、利益を確保することができない。また、何らかの規制を設けないことは国際的な調和の観点からの要請を満たすことはできない。</p>
有識者の見解その他関連事項	
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	